

企業会計ナビ ダイジェスト

分配可能額の算定

企業会計ナビチーム 公認会計士 斎藤祐介



▶ Yusuke Saito

主に消費者製品製造業、外食業、IPO関連業務等の監査を担当。当法人ウェブサイト「企業会計ナビ」の企画運営や、書籍の執筆・編集などに従事している。

企業会計ナビチームでは当法人のウェブサイトで、会計・税務に関するさまざまなナレッジを発信しています。

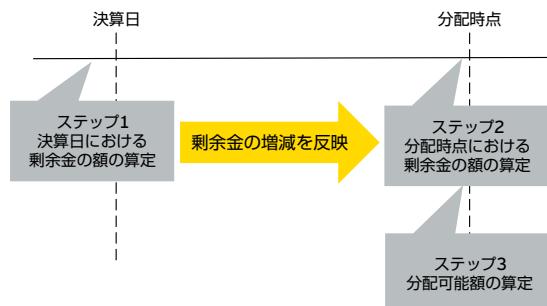
今回は「解説シリーズ『会社法（平成26年改正）』第7回：分配可能額の算定」を紹介します。

会社法では、株主に対する金銭等の分配および自己株式の有償取得を合わせて剰余金の配当等とし、統一的に財源規制をかけるものとされています（会社法461条）。これに伴い、剰余金の分配可能額の算定方法も明確にされています。

I 分配可能額の算定方法

分配可能額の算定は、以下の3ステップを踏むことになります（**図1**参照）。

▶ 図1 分配可能額算定の流れ



1. 決算日における剰余金の額の算定

まず始めに、決算日における剰余金の額を算定します（会446条1号）。

決算日における剰余金の額は、**図2**のように算定します。結果的に、その他資本剰余金の額およびその他利益剰余金の額の合計額が剰余金の額として残ることとなります。

▶ 図2 決算日における剰余金の額

資産の額 (会446条1号イ)	負債の額 (会446条1号ハ)	計規149条 +会446条1号イ、口 資産の額 自己株式帳簿価額の合計額 会446条1号ハ、二 負債の額 資本金及び準備金の合計額 -その他資本剰余金の額 -その他利益剰余金の額
	資本金及び準備金の額 (会446条1号二) 法務省令で定める 各勘定科目に計上した 額の合計額 (会446条1号ホ) =剰余金の額 (=その他資本剰余金 +その他利益剰余金)	
自己株式の帳簿価額 (会446条1号ロ)		

2. 分配時点における剰余金の額の算定

次に、分配時点の剰余金の額を算定します（会446条2～7号）。

会社法では期中の剰余金の変動を随时分配可能額の計算に反映させるために、期中の変動要因として、最終事業年度の末日後の自己株式の処分損益、資本金・準備金の減少、自己株式の消却額、剰余金の配当、その他法務省令で定める額が加減されます（**図3**参照）。

▶ 図3 分配時点における剰余金の額の算定

決算日の剰余金の額	最終事業年度末日後の 自己株式償却額 (会446条5号)	計規150条に 定める事項
最終事業年度末日後の 自己株式処分損益 (会446条2号)	最終事業年度末日後の 剰余金配当額 (会446条6号)	
最終事業年度末日後の 減資差益 (会446条3号)	法務省令で定める各勘定 科目に計上した額の合計額 (会446条7号)	
最終事業年度末日後の 準備金減少差益 (会446条4号)	=分配時点の剰余金額	

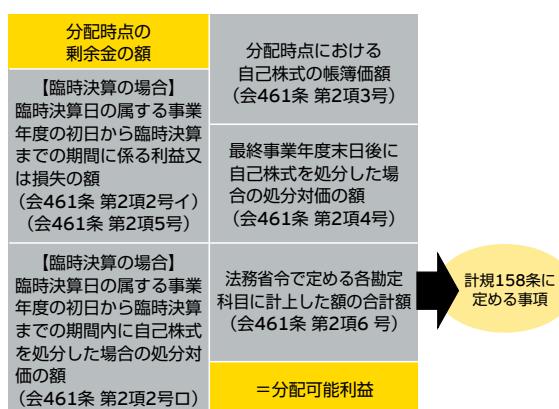
その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、計規150条で規定されており、主な項目としては、最終事業年度末日後に実施した剰余金から資本金の額又は準備金への振替、剰余金の配当を実施した場合の準備金積立額、および一定の組織再編による剰余金等の変動などがあります。

3. 分配可能額の算定

最後に分配可能額を計算します（会461条 第2項）。

分配時点での自己株式の保有状況等を反映させるため、分配時点の剰余金の額から分配時点における自己株式の帳簿価額と、最終事業年度末日後に自己株式を処分した場合の処分価額、その他法務省令で定める額を減じて分配可能額を算定します（**図4**参照）。

▶図4 分配可能額の算定



その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、計規158条で規定されており、主な項目としては、最終事業年度の末日におけるのれん等調整額、その他有価証券評価差損および土地再評価差損ならびに連結配当規制適用会社における連結配当規制控除額（当法人ウェブサイト企業会計ナビ「解説シリーズ『会社法（平成26年改正）』第8回：連結配当規制」参照）などがあります。

分配時点の剰余金の額の算定においては、いったん最終事業年度末日後の自己株式の処分差損益を反映させました（2. 参照）が、分配可能額の算定においては、剰余金の額から最終事業年度末日後に処分した自己株式の処分価額を差し引くことにより、最終事業年度末日後の自己株式の処分差損益を反映させないことに留意が必要です。

また、分配時における剰余金には、最終事業年度の

末日から分配時点までの期間損益は含まれません。しかし、臨時計算書類（会441条）を作成し、株主総会等で承認を受けた場合は、臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間における利益とその期間における自己株式の処分対価を分配可能額に加算できます（会461条 第2項 2号）。

II その他の配当規制

1. のれん等調整額

資産の部にのれんが計上されている場合には、のれんに2分の1を乗じた額と繰延資産の合計額（のれん等調整額）と、資本金、準備金およびその他資本剰余金との大小関係により控除額が算定されます（計規158条1号）。

のれんを計上している会社は、毎期上記金額を算定し、配当規制の該当有無に留意する必要があります。ケースごとの処理については、当法人ウェブサイト企業会計ナビ「解説シリーズ『会社法（平成26年改正）』第7回：分配可能額の算定」をご参照ください。

2. その他有価証券および土地再評価差額金

その他有価証券評価差額金および土地再評価差額金は、プラス残高（評価差益）である場合には分配可能額に含まれますが、マイナス残高（評価差損）である場合には分配可能額から控除します（計規158条2号、3号）。これらの評価差額金は損益に計上されてしまう、剰余金を構成するものではありませんが、マイナス残高については会社の財産の減少を示すものであるため、分配可能額から控除すべきものと定められていると考えられます。

（注）文中、法令条文等を以下のとおり略して記載している箇所があります。

会社法：会

会社法計算規則：計規

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他にもさまざまな項目の解説を行っています。ご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting